

議案 第115号 資料

那須塩原市ふれあいの森の指定管理者の指定について

1 主な管理業務等の内容

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他地域の障害者のための通所による援護事業の実施に関する業務
- (2) センターの使用料の徴収に関する業務
- (3) センターの施設（附属施設及び器具を含む。）の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

2 導入形態

特定の団体を選定（那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第2項による。）

3 選定結果

社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会

4 選定理由

当該施設は、民間で受入れ困難な障害者に対応する役割を担っており、現在の利用状況からも、引き続きその役割を担う必要がある。

利用者の障害特性に合わせた支援等の専門性を必要とする事業であり、サービス内容の維持と利用者との信頼関係を保ち運営管理を行っている団体を選定

5 選定団体の概要

- (1) 設立年月日 平成17年4月1日
- (2) 主な事業内容
 - ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ウ 福祉サービス利用援助事業